

遺族らが意見陳述

訴訟 労災二キビ

地裁初弁論 「当初調査していれば」

1954年に米国が太平洋・ビキニ環礁付近で実施した水爆実験を巡り、当時周辺海域で操業していた元船員や遺族らが全国健康保険協会と国を相手取り、事実上の「労災認定」を認めなかった協会の決定取り消しなどを求めた裁判の第1回口頭弁論が31日、高知地裁(藤倉徹也裁判長)で開かれた。

を求めているが、協会はいずれも不認定としており、原告12人が取り消しを訴えている。一方、国に対しては、ビキニ水爆実験を巡って政府が55年、米国から法的責任を問わない「見舞金」として200万ドル(当時で7億2000万円)を受け取り政治決着させたことで、米国に損害賠償を求める権利が失われたとして、元船員ら14人が損失補償を求めている。

被災風化防止へ要望書

県へ元船員らの支援団体

ビキニ水爆実験で被災した元船員や遺族たちの支援団体「太平洋核被災支援センター」(宿毛市)のメンバーらは31日、浜田省司知事と鎌倉昭浩健康政策部長に宛てた要望書を県に提出した。水爆実験で、高知県の船に乘っていた船員たちが被災した事実が風化しないように必要な施策などを求める内容。7月16日付で日弁連が採択した、水爆実験による健康被害に対する救済措置を求める意見書も手渡した。

被災風化防止へ要望書 県へ元船員らの支援団体 催や、太平洋核被災支援センターが実施する写真展や学習会の支援などに加えて、被ばくを後世に伝える資料館建設を求めた。

【北村葉】

鎌倉部長は7月29日に広島地裁であった「黒い雨訴訟」の判決に触れ、「皆さんにも勇気を与えた判決。ビキニにも影響していくのではないかと話し、「県としてできることを精いっぱいやっていく」と述べた。



県への要望書を提出する太平洋核被災支援センターの浜田郁夫さん(右)

31日は元船員の遺族で原告団長の下本節子さん(69)と、ビキニ国



記者会見を開き、支援者らに第1回口頭弁論の報告をする原告ら一いずれも高知市で

験で、高知県の船に乘っていた船員たちが被災した事実が風化しないように必要な施策などを求める内容。7月16日付で日弁連が採択した、水爆実験による健康被害に対する救済措置を求める意見書も手渡した。

要望書では健康相談会や被ばくについて考えるシンポジウムの開

報告集 論